

## 「共生社会」の次期計画の施策展開の方向性について

## 1 はじめに

令和元年に実施した障害者（児）実態調査において、差別や偏見を感じたことが「ある」、「少しある」と答えた方は37.9%、「ない」と答えた方は36.5%となっており、前回の調査と比較し、どちらの回答の割合も下がりましたが、引き続き、障害を理由とする差別の解消と障害理解の促進に向け、取組みを進める必要があります。

一方、これまでも行われてきた障害のある人とない人の交流について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、スポーツ活動や関連イベントなどを実施する際に、障害者スポーツを積極的に取り入れたことなどにより、障害者がスポーツに参加する機会の拡充や交流の促進が図られました。また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりや、区立施設の整備・改修が進んでいます。

区は、アメリカ合衆国のキャンプ受入れをきっかけに、国から平成28年6月にアメリカ合衆国のホストタウンに登録され、さらに、平成29年12月に都内で初めて共生社会ホストタウンに登録されるとともに、令和元年10月には、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリー等に先駆的・先進的に取り組む自治体として、先導的共生社会ホストタウンに認定されました。

今後も、障害の有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく「共生社会」の実現を目指し、各取組みの充実を図る必要があります。

共生社会ホストタウンとは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのパラリンピアンを受入れをきっかけに、共生社会の実現に向けた取組みを推進し、大会終了後も継続していく自治体を国が登録する制度のこと。（平成28年11月創設）

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。（ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定））

## 2 次期計画期間中に取り組む課題

## 【課題1】心のバリアフリー（障害理解、障害者差別解消）の推進

## (1) 取組みの状況（実施状況の評価）

オリンピック・パラリンピック東京2020大会に向け、区は共生社会ホストタウンとして、障害者の外出環境の向上や障害理解の促進を目指し、

商店等に対し合理的配慮物品の購入、作成にかかる経費を助成しました。また、令和元年度はアメリカ代表パラリンピアン（車いすラグビー代表）を招いて心のバリアフリーシンポジウムを開催し、区民へ心のバリアフリーに関する普及啓発を実施しました。

平成27年4月から専門調査員を配置して障害当事者や事業者、区職員等からの相談に対応するとともに、事業者や区職員等に対して合理的配慮の提供に向けた調整等を実施しました。また、相談等の情報を集約・分析し、全庁的に情報共有を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会に情報提供して課題の共有を図り、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発信を行いました。

障害者差別解消法について、分かりやすく説明した啓発物を作成し、事業者や区民向けに配架すると共に、区立小学校4学年の全ての児童及び教員に配布し、福祉教育への活用を促しました。また、区内小学校へ手話講師を派遣し、障害者差別解消に関する講義及び手話講習を実施しました。

地域保健福祉審議会の常設の部会である障害者施策推進協議会において、障害者団体の代表等の参画を得て、計画の取組み状況や次期計画の策定に向けた審議等を実施しました。委員向けに手話通訳を配置し、傍聴者向けに、事前に希望があった場合には、パソコン文字通訳を配置しました。

文化・芸術活動においては、障害者施設で制作されたアート作品の展示会の開催や、特別支援学級・学校で障害児が制作したアート作品の展示を通じ、障害者児の芸術表現活動に区民が触れる機会を拡充しました。

## （2）課題（評価を踏まえた改善）

専門調査員による相談支援や相談事例の蓄積、他自治体等の事例を参考に、障害理解の促進や障害者差別の解消のための取組み、合理的配慮の提供の取組みについて、継続的かつ、効果的に進めていく必要があります。中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合があり、こうした方への配慮も求められます。

障害者差別解消法の認知度向上のため、障害者差別解消法の普及・啓発に引き続き取り組む必要があります。幼少期からの意識醸成を図るため、小学校への手話講師の派遣は、さらに拡充していく必要があります。

現在の新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響は、今後も長期化することが見込まれています。社会不安の増大がある状況下において、より一層、障害者差別解消の推進や共生社会を実現するための普及・啓発を強化する必要があります。

障害者施策に関する計画の策定や施策の推進については、引き続き、各障害者団体等の意見や協力を踏まえ、検討していく必要があります。

文化・芸術活動においては、だれもが参加・体験できる機会を充実させていく必要があります。

### (3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

障害者差別の解消や合理的配慮の提供について、障害者や事業者、区職員等からの相談に適切に対応します。また、全ての区民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性とを尊重しあう「共生社会」の実現のため、あいサポート運動等、他自治体の先進的な取組みを参考に、区民が障害に関する多様な特性を学び、障害者に対し援助を実践する制度の構築を目指します。

障害者や事業者、区職員等からの相談等の情報を集約・分析し、全庁的に情報共有を図るだけでなく、地域障害者相談支援センターや、事業者、学校等への出前研修の実施を通じ、障害理解や合理的配慮に関する普及啓発を図ります。また、自立支援協議会と課題の共有を図るとともに、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発信を継続して行います。

障害者差別解消法について、広く普及・啓発を行います。また、教育委員会と連携し、小学校への障害者差別解消法に係る普及・啓発や、手話講師の派遣を進めていきます。

障害者施策推進協議会において、引き続き各障害者団体の代表等の参画を得ながら障害者施策の推進や今後の施策の方向性について審議・意見交換を行い、障害当事者の区政参加を促進します。また、当事者や関係者の意見を踏まえ、地域の実情に即した取組みを充実します。

障害者児が行う文化活動の支援や文化施設のバリアフリー整備など、文化・芸術活動に触れることができる取組みを充実します。

## 【課題2】ユニバーサルデザインのまちづくり

### (1) 取組みの状況(実施状況の評価)

ユニバーサルデザインの考え方や取組み事例等を紹介するUDワークショップの開催や、区民講師を派遣する区民出張講座を小学校等で実施する等、ユニバーサルデザインの啓発や教育を推進しました。また、誰もが利用しやすい生活環境の整備に向けて、世田谷UDスタイルや分かりやすいUD啓発冊子等を発行し、啓発を行いました。

ユニバーサルデザインアドバイザー(専門家)等とともに、本庁舎整備基本設計時におけるUD検討会、東京リハビリテーションセンター世田谷や玉川総合支所のサインUD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進しました。

公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載して情報提供を行いました。

区内建築物等では、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき施設整備計画を取り入れており、工事着手前に届出を受け、審査・指導を行うことで、ユニバーサルデザインの普及を行っています。

## (2) 課題（評価を踏まえた改善）

ユニバーサルデザインに関する普及啓発の取組みは、幅広い世代が参加できるような企画を検討するとともに、障害者や子育て世代が、参加しやすい仕組みを検討していく必要があります。また、啓発物等についても、広く民間事業者配布できるように工夫していく必要があります。

ユニバーサルデザインについて、区民講師やアドバイザーとともに、利用者や当事者等と連携・協働して、普及啓発の充実を図り、施設やサインの整備について、検証を実施する必要があります。

民間施設等の多機能トイレやベンチについて、区民等への情報提供を進めていく必要があります。

設計時よりユニバーサルデザインの理解を深め、様々な視点で検討を行い、整備を進める必要があります。また、障害の有無に関わらず、だれもが安心して利用できる街づくりの整備を促進していく必要があります。

## (3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

多様な場でユニバーサルデザインの考え方、取組み事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進めます。また、ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子等を、小学校等への出張講座や職員研修、区民や事業者への勉強会に合わせて配布します。

ユニバーサルデザインにより区立施設等のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及を図ります。ユニバーサルデザインアドバイザー（専門家）等とともに、UD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。

トイレやベンチ等を整備し、利用しやすいように工夫することで、誰もが安全に安心して外出できる地域社会を目指していきます。また、公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載・更新を実施する等、情報提供を行います。

ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、区民および事業者が生活環境の整備について理解を深めるよう適切な指導を行います。また、生活環境の整備に関する啓発活動、相互の情報共有等を行い、ユニバーサル推進事

業の実現へ向けて助言をしていきます。

### 【課題3】障害者スポーツの推進

#### (1) 取組みの状況（実施状況の評価）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を障害者スポーツ推進の最大の好機と捉え、スポーツ推進計画 後期年次計画で定める「障害者のスポーツ活動の推進」、「障害のある人とない人の交流の促進」、「パラリンピックの気運醸成」を図るため、普及啓発等の取組みを進めています。

ボッチャ世田谷カップなどボッチャ交流大会の開催や公共施設へのボッチャボール等の配置、各種イベントにおけるボッチャブースの設置、(一社)日本ボッチャ協会との協定に基づく講師派遣・講習会の開催など、「ボッチャの取組み」を推進し、障害者スポーツの普及や障害理解の促進を図りました。

平成26年度より実施している「障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業」の講習会と体験会を開催し、障害者スポーツを支える人材の育成に取り組むとともに、障害のある人とない人の交流を促進しました。令和元年度には、複数の種目が体験できる障害者スポーツ体験会を開催し、区民が多くの障害者スポーツに触れる機会を創出しました。

障害者スポーツを紹介した「世田谷パラスポーツ」の発行やボッチャボール・ゴールボール・フライングディスク等の障害者スポーツ用具の貸し出しにより、障害者スポーツの周知を図りました。

平成31年2月に開設した希望丘地域体育館において、ボッチャコート(3面)やだれでも更衣室・シャワー室を設置するとともに、障害者団体への優先利用枠の設定し、障害のある人のスポーツ実施機会の拡充を図りました。令和元年12月には総合運動場陸上競技場スタンドにおいて、だれでも更衣室・シャワー室や車いす用の観客席を設置し、障害のあるなしに関わらず施設を快適に利用できる環境を実現しました。

#### (2) 課題（評価を踏まえた改善）

ボッチャの取組みについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に、これを定着させていく必要があるため、区としてボッチャの体験や実施の機会を提供するとともに、審判・スタッフ等の人材育成などに継続して取り組む必要があります。

スポーツを通じて、障害のある人とない人の交流や障害理解を促進するためには、新規に参加される方を増やすなどより多くの区民の参加が必要に

なるため、イベントや競技の紹介、用具の貸し出しなどの周知を積極的に行う必要があります。

スポーツ施設の整備・改修にあたっては、障害のあるなしに関わらず誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しんでいただけるよう、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めるとともに、新型コロナウイルスなど感染防止対策や施設へのアクセス、夏場の熱中症対策、災害時への対応など、スポーツの実施に関連する事項について、検討して取り組む必要があります。

### (3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、障害者スポーツの推進についてもこれまでの実施方法などを点検・見直し、参加する区民の安全に配慮しながら、スポーツ推進計画 後期年次計画で定める「障害者のスポーツ活動の推進」、「障害のある人とない人の交流の促進」、「パラリンピックの気運醸成」を図るため、普及啓発等の取り組みを進めていきます。

ボッチャの取り組みを中心に、障害者スポーツの実施を定着させていくため、交流大会・体験会の開催や各種イベントにおけるブースの設置、(一社)日本ボッチャ協会などと連携した講習会の開催など、体験や実施機会の拡充を図るとともに、審判・スタッフ等の支える人材の育成や障害者スポーツの周知・啓発に継続して取り組みます。

障害者スポーツ体験会などの実施にあたっては、障害の種類や程度など参加する人の状況に十分配慮しながら、より多くの区民がいっしょに参加できる環境を整備していきます。

スポーツ施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めるとともに、他の課題についても関係機関と連携し、障害のあるなしに関わらず快適に施設を利用できる環境の整備に取り組みます。